



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



桜の花も、開くのを今か今かと待っているようです。皆さまいかがお過ごしでしょうか？
 この連休は、息子の野球の公式試合に応援に行ってきました。2日目は報徳中との対戦。5回裏にこちらが2点を入れて、6回表に1点返されたものの最終回へ。後1球で試合終了というときに、ランナーを出してしまい、そこからだっと3点入れられて、その裏結局追いつけず…。本当に悔しい試合でした。あと1球で、と勝ちが頭をよぎった瞬間、勝ちが逃げて行ってしまいました。昔から何度も同じ経験をしているのに…勝つということは、本当に難しいと改めて実感です。



気になる相場 ～社員への入学祝金～

(円)

	小学校	中学校	高校	大学
最高額	20,000	30,000	40,000	40,000
最低額	1,000	1,000	5,000	5,000
最多回答額	5,000	5,000	5,000	5,000 30,000
平均額	6,563	14,909	13,000	22,000

日本実業出版社調べ（調査期間 平成24年9月）



★これで完璧！ 3月の事務★



☆所得税・個人住民税の確定申告（2月17日～3月17日）☆

給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、平成25年中の年収が2,000万円を超える人、副収入がある人、2ヶ所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、新たに住宅を取得したり、災害などで損害を被ったりした場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（3月10日まで）☆

2月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（3月31日まで）☆

2月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆1月決算法人の確定申告と納税（3月中の決算応当日まで）☆

1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の中間（予定）申告と納税。



* 法改正情報 介護保険料率の改定 *

【変更のあるもの】

- ・ 介護保険料率（協会けんぽ） 1.55%→1.72%
 労使折半 0.775%→0.86%

【据え置かれるもの】

- ・ 健康保険料率（協会けんぽ）
- ・ 雇用保険料率

妊娠・出産した社員の労務管理

最近、妊娠しても働き続ける女性が増えてきました。その一方で、妊娠・出産を迎える労働者に、会社としてどのように対処すればよいのか分からない、休業を取った前例がないので妊娠したら退職してほしいのが本音だ、という企業もまだまだあります。

以下に、妊娠・出産に関する事項をまとめました。



●保健指導・健康診査を受ける時間の確保（妊娠中）

妊婦は母子保健法の規程によって、保健指導・健康診査を受ける必要があります。妊娠中の労働者から請求があれば、通院のために必要な時間を与えなければなりません。

●産前産後休業（産前6週、産後8週間）

出産予定日の6週間前から出産日までは、本人からの請求によって与えます。産後休業は、実際の出産日の翌日から8週間です。このうち6週間は本人が働きたいといっても就業させてはなりません。6週間経過後は、本人が働くことを希望し、医師が問題ないと認めた場合は就業させても構いません。

●育児休業（子が1歳になるまで、1歳半になるまで）

労働者の申し出により、子が1歳になるまで育児休業を取ることができます。保育所への入所を希望しているが、入所できないなどの場合には、1歳半まで延長できます。

●短時間勤務、所定外労働の免除（子が3歳になるまで）

労働者の申し出により、短時間勤務（6時間）、所定外労働の免除を行わなければなりません。

注意点

*これらの制度は、パートタイマーを含むすべての労働者が対象です。

*産前休業は本人の請求によるため、本人が出産ギリギリまで働きたいといえ、働かせても問題はなく、逆に事業主側から休むように命じることはできません。

*産休中、育児休業中に、年次有給休暇の付与日が来た場合には、休業のした日についても出勤したものとみなして計算しなければなりません。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

